

平成25年3月11日 兵庫県統計課

## 県基幹統計調査の指定及び匿名データの作成について

県統計調査に係る標記のことについて、所管課の実施状況と意見聴取を踏まえ、以下のとおり報告します。

### 記

#### 1 県基幹統計調査の指定（統計調査条例第3条）について

##### （指定の概要）

調査の結果数値が、行政の意思決定や県民の権利義務（例：給付額の決定等）に直接影響を及ぼすような重要な県統計調査については、所要の結果精度確保のため、統計調査条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、県統計委員会の意見を聴いた上で、調査客体に報告義務（違反した場合の罰則規定もあり。）を課する「県基幹統計調査」に指定することができる。

##### ○ 第1回統計委員会（平成24年9月20日）における報告

5課所管の県統計調査6件について、結果用途、調査票の回収率・記入内容、所管課の意見を踏まえて総合的に判断し、所要の正確性は確保されており、県基幹統計調査の指定は不要と考えられる。

##### ○ 今回報告（平成25年2月末現在）

上記の県統計調査6件は、平成24年9月以降の実施状況に特段の変更・変化はなく、前回報告と同様に、指定の必要性はない。また、前回報告以降の新規調査はない。

#### 2 調査票情報に係る「匿名データ」の作成と外部提供について（条例第12条、第13条）

##### （作成・提供の概要）

知事等は、その行った県統計調査の調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。このうち、県基幹統計調査に係る匿名データを作成するときは、あらかじめ、県統計委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事等は、学術研究や高等教育の発展に資すると認められる場合には、外部からの求めに応じ、手数料を徴して匿名データを提供することができる。

##### ○ 第1回統計委員会における報告

5課所管の県統計調査6件について、調査票情報に係る県での匿名データ作成に対する需要及び外部からの提供依頼はない。

##### ○ 今回報告（平成25年2月末現在）

前回報告の県統計調査6件について、調査票情報に係る県での匿名データ作成に対する需要及び外部からの提供依頼はない。また、前回報告以降の新規調査はない。

## 県統計調査の平成24年度実施概要及び平成25年度実施計画について

平成25年2月28日現在

所管課室	調査NO	統計調査の名称	実施時期・周期	平成24年度実施の有(○)無(○)	平成25年度実施予定(○)	調査客体			調査の実施概要 (直近の実施実績を記載)	統計の利用需要等
						個人	事業者	市町		
企画県民部統計課	1	市町別毎月人口推計調査	毎月1日現在	○	○			●	国勢調査の人口・世帯数に毎月の住民票・外国人登録の移動(平成24年7月から住民票に1本化)を加減して推計。(県内全市町からメールで報告) ★回収率:100%	・公表データ以外の二次的利用の要望はない。
	2	兵庫県商品流通調査	平成24年7月～9月 (次回:平成28年、概ね5年周期)	○			●		「兵庫県産業連関表」作成の基礎資料を得る。 (製造業の抽出約1,200事業所を対象に郵送調査) ★24年度回収率:342/851事業所(40.2%)	・平成23年調査分について、経済産業省において二次的利用の計画あり。
健康福祉部健康増進課	3	健康食生活実態調査	前回平成20年9月 (5年周期)		(見送り)	●			世帯の栄養摂取量や食生活状況を把握(県健康福祉事務所や市町保健所を通じ、3,830世帯、11,268人を対象)。 ★20年度有効回答率:2,241/3,830世帯(58.5%)、6,155/11,268人(54.6%)	・調査票データは磁気媒体で保存(前2回分まで) ・調査票内容は、「ひょうご健康食生活実態調査検討委員会」で検討しており、調査結果以外の集計要望はない。 ・また外部から提供依頼があつたが、要望項目のサンプル数の不足により断念された。 * 平成25年度実施は計画・評価時期の都合により見送り。26年度以降に実施予定。
健康福祉部業務課	4	血液製剤使用量等調査	毎年6～7月 (平成24年度は7～8月)	○	○		●		血液製剤の使用状況等を把握し、適正使用に資する。 (血液製剤使用の一一般病床を有する238病院を対象に、郵送調査) ★24年度回収率:225/246病院(91.5%)	・調査票データは紙保存(5年間) ・調査票内容は、「献血促進協議会 部会委員会」で検討しており、調査結果は同委員会等が実施する研修会等で配布。 ・他の集計方法等についての要望は委員会、一般ともない。
健康福祉部医療課	5	医療施設実態調査 (兵庫県医療需給調査)	平成23年10月 (1回限り)				●		平成25年4月の兵庫県保健医療計画の改定に当たり、県内の病院の医療提供体制に関する基礎資料を得る。(県内全病院(348病院)に対し、県医師会を通して調査票を配布し、郵送で回収) ★23年度回収率:339/348施設(97.4%)	・公表データ以外の二次的利用の要望はない。
	6	入院患者調査 (兵庫県医療需給調査)	平成23年10月 (1回限り)				●		平成25年4月の兵庫県保健医療計画の改定に当たり、県内の病院の医療提供体制に関する基礎資料を得る。(県内全病院(348病院)及び有床診療所(324診療所)に対し、県医師会を通して調査票を配布し、郵送で回収) ★23年度回収率:647/672施設(96.3%)	・公表データ以外の二次的利用の要望はない。
産業労働部労政福祉課	7	仕事と生活のバランス実態調査  ワークシェアリング実態調査	平成23年9月 (21～23年度実施)			●	●		従業員5人以上の抽出 16,000社 (1,000社の従業員計 10,000人)	・調査票データは、磁気媒体で保存。 「仕事と生活のバランス実態調査」は県施策や「仕事と生活センター」事業で活用。 「労働条件・賃金実態調査」は以前「労働経済研究所」で実施していた内容を「緊急雇用創出事業」として単発で労政福祉課で実施したもの。 県の施策や経営者協会の事業などで活用されているが、他の集計方法等の要望は、現在のところない。
	8	労働条件・賃金等実態調査	平成23年9月 (21～23年度実施)			●	●		従業員5人以上の抽出 16,000社 企業:2,221/16,000社(13.9%) 従業員:1,740/10,000人(17.4%)	
									企業の労働条件・賃金実態等を把握し、労使団体にも集計結果を還元。 (約10,000企業を対象に郵送調査) ★23年度回収率:1,691/9,331事業所(18.1%)	・調査票データは、磁気媒体で保存。 主に県施策の企画立案において活用。 ・公表された集計結果以外の要望、問い合わせはない。 ・平成25年度は予算の都合により休止
県土整備部住宅政策課	9	住生活総合調査の拡大調査	平成20年12月 (次回:平成25年11月～12月、5年周期)			●			県内約1万世帯を対象に、住生活総合調査の調査員が、併せて拡大調査の調査票を配布・回収。 ★20年度回収率:3,556/4,442世帯(80.0%)	・公表データ以外の二次的利用の要望はない。
県土整備部港湾課	10	兵庫県港湾調査	毎年12月 (22年度開始)	○	○		●		国土交通省所管の基幹統計調査「港湾調査」の対象外2港について関係事業者から、調査員調査で利用実態を把握する。 ★24年度回収率:2/2社(100%)	・公表データ以外の二次的利用の要望はない。

所管課	統計課		健康増進課	薬務課	住宅政策課	港湾課
統計調査の名称	1 市町別毎月人口推計調査 2 兵庫県商品流通調査		3 健康食生活実態調査	4 血液製剤使用量等調査	5 住生活総合調査 (国土交通省の所管の一般統計調査)の拡大調査	6 兵庫県港湾調査
第1 調査の実施概要	1 実施目的	県・市町の毎月の人口移動状況を把握し、諸施策の基礎資料を得る。	兵庫県産業連関表作成の基礎資料を得る。	栄養改善施策の基礎資料を得る。	医療機関における血液製剤適正使用の推進の指標とするため。	住生活の安定・向上施策推進の基礎資料を得る。
	2 根拠法令等	市町別毎月人口推計調査実施要領	—	地域保健法、食育基本法、ひょうご健康食生活実態調査実施要領	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	—
	3 調査対象	市町の住民基本台帳、外国人登録原票の移動状況	製造業 1,300事業所 (有意抽出)	1歳以上世帯員 3,830世帯 11,268人 (20年6月住基台帳から無作為抽出)	血液製剤の使用があつた一般病床を有する病院(24年度は246施設)	県内約1万世帯(住宅・土地統計調査の対象世帯から抽出) 2社(港湾関連)
	4 調査期日・周期	毎月1日現在	平成24年7月1日～9月30日 次回：平成28年(概ね5年周期)	前回：平成20年9月(5年周期)	毎年6～7月頃 平成24年度は7～8月	平成20年12月(5年周期)
	5 主要調査事項	①男女別の転入・転出者数、出生・死亡者数 ②世帯の増減数	①製造品の生産高、自家消費高、受入高、出荷高、在庫の増減 ②製造品の最終消費地域別出荷内訳	①栄養摂取量調査…献立・食品名・摂取量 ②食生活状況調査…食生活の知識・態度・行動・環境	①輸血療法委員会・輸血部門の設置の有無 ②血液製剤の使用量・完棄量等	住宅及びそのまわりの環境評価、住み替え・改善の意向及び計画に関する事項等
	6 調査系統	県一市町	県一事業所	県一健康福祉事務所・市保健所一世帯等	県一病院	県一市町一指導員一調査員一世帯
	7 調査方法	オンラインで報告	郵送で配布・回収 ・オンライン調査	郵送で配布・回収、調査員が配布・回収	郵送で配布・回収	調査員が調査票を配布・封入回収
	8 結果公表	・報道発表 ・県HP掲載	加工統計「兵庫県産業連関表」として公表	・報道発表 ・県HP掲載	・研修会で結果還元(病院、日赤等)	県HP、報告書「ひょうごの住まいの統計」の刊行、県民情報センター及び県立図書館での公開
	9 調査への協力依頼上の課題	特になし。	特になし。	調査内容が複雑で、協力を得るのに苦労。	特になし。	調査項目が多いためか調査拒否もあり。
第2 統計調査の実施状況	1 回収状況	全市町から回収(100%)	342件／851事業所(40.2%)(平成24年)	有効回答 世帯 2,241/3,830 (58.5%) 世帯人数 6,155/11,268 (54.6%)	24年度回収 225／246施設 (91.5%)	回収世帯 兵庫県:3,556／4,442 (80.0%) (参考) 国:7,786／9,725 (79.9%)
	2 調査票の回収	問題点	特になし。	当初設定の回答期限後に何度も督促。	当初設定の回答期限後に何度も督促。	不在等のため、調査票回収に苦労。
	3 記入状況	全項目記入	特になし。	未記入項目や項目間の不整合で、審査や客体への電話確認に苦労。	問題なし。	未記入項目や項目間不整合の電話確認に時間を要した。
	4 その他実施上の課題	特になし。	特になし。	予算縮減の中、調査内容・方法等に検討必要	特になし。	住宅・土地統計調査との連携が重要
第3 県基幹統計調査への指定 <small>(選択肢)</small>		①調査結果の正確性確保のため、指定を受けた方が良い。 ②指定を受けることの可否も含めて検討中 ③調査結果の正確性は、現在推進されており、指定は考えていない。 ④指定については、どちらともいえない。	③	③	③	③
第4 集計結果の利用	(1)部局内での利用	○行政施策策、計画策定・改定の基礎資料	○「兵庫県産業連関表」を作成する基礎資料	県・市町での ○食育推進計画、健康増進計画の作成・改定の基礎資料 ○食育推進・栄養改善業務の基礎資料	血液製剤の適正使用に関する基礎資料	住生活基本計画改定の基礎資料、「ひょうご住まいの統計」の作成
	(2)部局以外の府内・府外での利用	○企業・団体の経営上の基礎資料	—	病院での血液製剤の適正使用の参考資料	—	—
第5 匿名データの作成・提供	公表された集計結果以外のものに対するニーズ(具体的な照会)の有無	・年齢別人口のデータ→(作成していない)	【無し】	・市町別のデータ→(作成していない) ・微量元素のデータ→(データなし)	【無し】	【無し】
	●匿名データの府内での利用 <small>(選択肢)</small>	①匿名データを作成・提供している。 ②匿名データを作成・提供する予定がある。又は作成したい。 ③匿名データを作成する必要性は現在ない。	③	③	③	③
●匿名データの外部提供 <small>(選択肢)</small>	①外部利用者からの要望があり、検討したい。 ②外部利用者から要望があれば、匿名データ提供でなく、委託で統計を作成したい。 ③外部利用者からの要望は、現在ない。	③	③	③	③	③

(別紙3)

## 内閣府に設置の統計委員会における「匿名データ」関係審議状況

総務省統計局所管「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」

(\*本県の平成22年度第1回統計委員会：平成22年7月29日（木）で報告済み。)

### ○平成20年12月22日 第17回統計委員会

- ・ 総務大臣から統計委員会へ諮問第13号の内容説明。
- ・ 審議会後、匿名データ部会に付議される。

### ○平成21年1月26日 第1回匿名データ部会

### ○平成21年2月13日 第2回匿名データ部会

### ○平成21年2月24日 第3回匿名データ部会

### ○平成21年3月9日 第20回統計委員会

- ・ 匿名データ部会からの答申案の説明を踏まえ、審議の結果、案のとおり採択された。  
(同日付答申第22号)

厚生労働省所管「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」

(\*本県の平成23年度第1回統計委員会：平成23年7月26日（火）で報告済み。)

### ○平成22年12月17日 第41回統計委員会

- ・ 厚生労働大臣から統計委員会へ諮問第34号の内容説明。
- ・ 審議会後、匿名データ部会に付議される。

### ○平成22年12月21日 第4回匿名データ部会

### ○平成23年2月7日 第5回匿名データ部会

### ○平成23年3月8日 第6回匿名データ部会

### ○平成23年4月22日 第44回統計委員会

- ・ 匿名データ部会からの答申案の説明を踏まえ、審議の結果、案のとおり採択された。  
(同日付答申第52号)

総務省所管「労働力調査に係る匿名データの作成について」

(\*本県の平成23年度第2回統計委員会：平成24年3月8日（木）で報告済み。)

### ○平成23年5月20日 第45回統計委員会

- ・ 総務大臣から統計委員会へ諮問第37号の内容説明。
- ・ 審議会後、匿名データ部会に付議される。

### ○平成23年6月7日 第7回匿名データ部会

### ○平成23年7月4日 第8回匿名データ部会

### ○平成23年8月1日 第9回匿名データ部会

### ○平成23年8月29日 第48回統計委員会

- ・ 匿名データ部会からの答申案の説明を踏まえ、審議の結果、案のとおり採択された。  
(同日付答申第101号)

総務省所管「国勢調査に係る匿名データの作成について」

○平成24年10月26日 第58回統計委員会

- ・ 総務大臣から統計委員会へ諮問第44号の内容説明。
- ・ 審議会後、匿名データ部会に付議される。

○平成24年11月15日 第10回匿名データ部会

○平成24年12月 7 日 第11回匿名データ部会

○平成24年12月25日 第12回匿名データ部会

○平成25年 1月31日 第13回匿名データ部会

【参考】 匿名データ提供対象の基幹統計調査

府 省 名	統計調査名	提供の対象年次（月）分
総務省	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年
	労働力調査（月次調査）	平成元年1月～平成19年12月
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成16年

## 県統計調査の調査票情報の二次的提供に向けた取組について

### 1 「匿名データの提供」以外の調査票情報の二次的利用の実績

- (内容) ①県内部での二次利用（条例第9条）、②外部への提供（第10条）、  
③オーダーメード集計（第11条）

○ 平成24年度に実施の県統計調査（5課所管の6件）のほか、平成23年度限りで終了の4件（資料1の別紙1のNo.5～8）についても、これら二次的利用の実績はない。  
（＊本県の平成24年度第1回統計委員会：平成24年9月20日（木）でも報告。）

### 2 県統計調査に係る調査票情報（ミクロデータ）の二次的利用の試行的取組について

#### (1) 取組の端緒

- ・日 時： 平成24年9月20日（木）
- ・場所等： 第1回統計委員会において、委員から試行的取組についての提案があった。

#### (2) 試行的取組の方策に関する協議

- ・テーマ： 調査票情報の外部提供（条例第10条）に向けたステップとして、県内部での試行的な二次利用の取組を行うに当たり、  
 ①対象となる県統計調査の選定、②用途・集計内容の検討、③実施方法の検討
- ・日 時： 平成24年10月4日（木）
- ・場 所： 神戸大学大学院 経済学研究科
- ・協議者： 宇南山委員、勇上准教授（神戸大学ミクロデータアーカイブ（KUMA）担当）  
 （統計課）太田副課長、芦谷主幹（政策統計担当）、名津井主幹兼指導係長
- ・結 果： ① 対象は、産業労働部労政福祉課所管の  
 「仕事と生活のバランス」実態調査、兵庫県労働条件・賃金等実態調査  
 ② 用途・集計内容は、別途検討  
 ③ 実施方法は、KUMAのオンライン施設は、芦谷主幹が「神戸大学非常勤研究員として、又は「大学教員との共同研究者（研究者助言）の位置付け」により利用可能。

#### (3) 調査票情報の二次利用の用途・集計内容に関する協議

- ・テーマ： 前回協議で選定した2件の統計調査についての用途・集計内容の検討
- ・日 時： 平成24年12月6日（木）
- ・場 所： 神戸大学大学院 経済学研究科
- ・協議者： 勇上准教授、（統計課）芦谷主幹（政策統計担当）、名津井主幹兼指導係長
- ・結 果： 別添「資料3」のとおり。

#### (4) 県産業労働部労政福祉課との協議

- ・テーマ： 二次利用の試行的な取組対象として選定した2調査の所管課への協力依頼
- ・日 時： 平成25年2月6日（水）
- ・協議者： （労政福祉課）繁田課長補佐兼労使係長、坂井主査（労働者福祉係）  
 （統計課）芦谷主幹（政策統計担当）、名津井主幹兼指導係長
- ・結 果： ①労政福祉課から、2統計調査の平成21年度～23年度（3年分）のデータを提供  
 ②手続は、「調査票情報の提供に関する事務処理要領」に基づき、統計課長から労政課長へ申し出（提供依頼）を行う。

## 法第33条に基づく調査票情報の提供(平成23年度)

区分	33条第1号			33条第2号		
	統計の作成等	名簿	公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)	
総務省	527	406	21	40	6	34
国勢調査(※)	139	138	1	2	1	1
住宅・土地統計(※)	27	27	0	4	2	2
労働力調査(※)	55	55	0	1	0	1
小売物価統計(※)	29	29	0	0	0	0
家計調査(※)	11	11	0	4	0	4
科学技術研究調査(※)	6	5	1	0	0	0
就業構造基本調査(※)	5	5	0	5	1	4
全国消費実態調査(※)	7	7	0	12	1	11
全国物価統計(※)	1	1	0	0	0	0
社会生活基本調査(※)	0	0	0	7	1	6
経済センサス・基礎調査(事業所・企業統計)(※)	241	122	119	2	0	2
サービス業基本調査	2	2	0	0	0	0
サービス産業動向調査	2	2	0	0	0	0
家計消費状況調査	2	2	0	0	0	0
全国単身世帯収支調査	0	0	0	1	0	1
貯蓄動向調査	0	0	0	2	0	2
財務省	11	10	1	3	0	3
法人企業統計(※)	11	10	1	3	0	3
文部科学省	167	163	4	5	0	5
学校基本調査(※)	153	152	1	0	0	0
学校保健統計(※)	2	1	1	2	0	2
社会教育調査(※)	3	2	1	0	0	0
学校教員統計(※)	5	5	0	0	0	0
全国イノベーション調査	0	0	0	3	0	3
体育・スポーツ施設現況調査	1	0	1	0	0	0
体力・運動能力調査	2	2	0	0	0	0
地方教育費調査	1	1	0	0	0	0
厚生労働省	217	193	24	91	6	82
人口動態調査(※)	755	753	2	28	6	23
毎月勤労統計(全国調査・地方調査)(※)	3	3	0	1	0	1
薬事工業生産動態統計(※)	36	36	0	0	0	0
医療施設調査(※)	52	52	0	5	0	4
患者調査(※)	7	7	0	6	0	6
賃金構造基本統計(※)	39	39	0	4	0	4
国民生活基礎調査(※)	43	23	20	12	0	11
21世紀出生児縦断調査	1	1	0	2	0	2
医師・歯科医師・薬剤師調査	54	54	0	2	0	2
医療扶助実態調査	0	0	0	1	0	1
医療給付実態調査	2	2	0	0	0	0
介護サービス施設・事業所調査	20	20	0	4	0	3
介護給付費実態調査	0	0	0	1	0	1
国民健康・栄養調査	49	49	0	4	0	4
雇用均等基本調査	0	0	0	2	0	2
雇用動向調査	1	1	0	1	0	1
社会医療診療行為別調査	0	0	0	5	0	5
社会福祉施設等調査	37	37	0	0	0	0
社会保障実態調査	0	0	0	3	0	3
社会保障生計調査	0	0	0	1	0	1
受療行動調査	0	0	0	2	0	2
循環器疾患基礎調査	0	0	0	2	0	2
全国家庭動向調査	0	0	0	1	0	1
地域保健・健康増進事業報告	19	19	0	0	0	0
中高年者縦断調査	0	0	0	2	0	2
派遣労働者実態調査	1	1	0	0	0	0
病院報告	49	49	0	0	0	0
福祉行政報告例	1	1	0	0	0	0

区分	33条第1号			33条第2号		
	統計の作成等	名簿		公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)
平成12年介護サービス世帯調査	0	0	0	1	0	1
労使関係総合調査(労働組合基礎調査)	47	45	2	0	0	0
労働争議統計	1	1	0	0	0	0
農林水産省統計	18	16	2	7	6	1
農林業センサス(※)	0	0	0	6	5	1
漁業センサス(※)	0	0	0	1	1	0
牛乳乳製品統計(※)	10	10	0	0	0	0
作物統計(※)	3	3	0	0	0	0
木材統計(※)	1	0	1	0	0	0
農業経営統計(※)	1	1	0	0	0	0
内水面漁業生産統計	3	2	1	0	0	0
経済産業省統計	628	550	78	1	0	1
工業統計(※)	460	401	59	0	0	0
経済産業省生産動態統計(※)	13	10	3	0	0	0
商業統計(※)	31	19	12	0	0	0
商業動態統計(※)	23	23	0	0	0	0
ガス事業生産動態統計(※)	1	1	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	5	4	1	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費動態統計(※)	1	1	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	25	25	0	0	0	0
エネルギー消費統計	1	1	0	0	0	0
知的財産活動調査	1	1	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	1	1	0	1	0	1
特定サービス産業動態統計	6	3	3	0	0	0
非鉄金属等需給動態統計	1	1	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	6	6	0	0	0	0
工場立地動向調査	53	53	0	0	0	0
国土交通省統計	79	79	0	0	1	0
港湾調査(※)	1	1	0	0	0	0
建築着工統計(※)	4	4	0	0	0	0
建設工事受注動態統計(※)	1	1	0	0	0	0
法土地統計(※)	1	1	0	0	0	0
空家実態調査	2	2	0	0	0	0
住生活総合調査(住宅需要実態調査)	13	13	0	0	0	0
住宅市場動向調査	3	3	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	3	3	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	6	6	0	0	0	0
大都市交通センサス	2	2	0	1	0	1
東京都市圏バーソントリップ調査	13	13	0	0	0	0
中京都市圏バーソントリップ調査	2	2	0	0	0	0
京阪神都市圏バーソントリップ調査	8	8	0	0	0	0
宿泊旅行統計調査	17	17	0	0	0	0
旅行・観光消費動向調査	2	2	0	0	0	0
訪日外国人消費動向調査	1	1	0	0	0	0
合算計	2,647	2,417	230	148	18	127
(参考) 内訳(提供先)						
国	193	152	41	4	1	3
地方公共団体	2,344	2,169	175	2	1	1
大学	39	38	1	119	10	10
独法等その他	71	58	13	23	6	16

注)区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計は、基幹統計であることを示す。

## 県統計調査の調査票情報の試行的な目的外集計案について

## 1 分析の視点（神戸大学 勇上准教授）

## (1) 「仕事と生活のバランス実態調査」（兵庫県・（財）兵庫県労働福祉協会）

- ① 基礎条件としての制度整備・利用状況の要因（事業所属性）
- ② 仕事満足度（従業員票）と社内制度や施策（事業所票）
- ③ 男性の長時間労働
- ④ 女性の雇用と介護支援

## (2) 「労働条件・賃金実態調査」（兵庫県・（財）兵庫県労働福祉協会）

- ① 全労働者
  - ・ 最低賃金制度と賃金分布、雇用（時系列変化）
  - ・ 県下における賃金格差の変化（時系列変化）
- ② 正規社員
  - ・ 年齢一賃金カーブと定年制
  - ・ 県下における賃金格差（性、年齢、学歴）とその推移
- ③ 非正規社員
  - ・ 均衡待遇の要因  
賃金決定項目と事業所属性、非正規比率、非正規活用理由
  - 登用制度と事業所属性、非正規比率、非正規活用理由

## 2 ミクロデータの具体的な利用について（勇上准教授と意見交換）

## (1) 「仕事と生活のバランス実態調査」

## ① 集計の視点

- ・ クロス集計（事業所規模、地域別（都市・農村））  
地域特性の情報をマッチさせ、地域の特徴をデータで確認
- ・ 地域別集計  
サンプル数の関係で10地域ブロック別の集計値では誤差が大きい。  
たとえば都市（仮説例：保育所がないと女性は離職）、農村（同：親との近居、整備されても家族に見てもらえる）の差（育児・介護問題の背景）を確認する。

## ② 事業所票における集計案

- ・ 事業所規模別集計（中小事業所、大規模事業所）  
(仮説) 制度の状況により復帰後の状況は異なるか  
(視点) 職場復帰後のワークライフバランスの状況の確認  
成果（離職）の質問が多く、プロセス部分が少ない。  
正社員平均勤続年数によりワークライフバランス状況を確認
- (項目) IV⑨～⑭社内制度の実施状況、VII(1)育児休業制度、VIII(1)介護休業制度
- ・ 事業所票と従業員票とのマッチング・クロス集計は可能か。  
従業員満足度とストレスとに何が起きているか

## ③ 従業員票における集計案

- (視点) 従業員の認識度合いの確認
- (項目) III(1)仕事全般に対する満足度、I⑬⑭企業票の精度確認  
IV(1)(2)因子分析により3要素程度抽出し分析する

- ・ 従業員規模別集計
  - (視点) I (1) 4 1001人以上 規模別で格差の確認
  - (仮説) 大規模事業所では、企業内保育所の設置等により企業内にとどめることができるとか、中堅、中小規模事業所は、独自設置は困難

#### ④ その他

一般的には、育児は先が見える（期間が決まっている）が、介護は先が見えない（期間が決まっていない）

- ・ 年齢別課題はどのようなものか
  - 若年層は育児問題、中年層は介護問題と年齢別で課題が異なってくるのではないか。
  - 具体的事例として40～50代で退職事例（親介護による）はあるか。
  - 地方では性別で介護負担の違いがあり、特に女性に負担がかかっている。
- ・ 介護の地域別状況はどうなっているか
  - (仮説) 地域で介護の比率が異なる
  - (項目) VI介護(p108)、(1)現在、(7)将来、(10)負担者、(11)、VII (2) ④介護取得
  - (その他) 制度の確認
    - 介護休暇を柔軟にとれるか（期間より回数が重要）、回数制限（1回）は退職につながりやすい。

#### (2) 「労働条件・賃金実態調査」

##### ① クロス集計（事業所規模別、地域（都市・農村）別）

賃金調査データから時系列（複数時点）で賃金格差や地域格差の有無を確認する。

2時点以上のデータの比較分析により構造変化の有無を確認する。（調査方法要確認）

##### ② 集計の視点

- ・ 低賃金層（時給換算で最低賃金以下の就業者の割合）はどの程度か
  - 最低賃金は県単位で一律に設定されおり、最低賃金は平成19年に大幅（上方）改定。
  - 補助的労働が主である主婦、学生アルバイトは区分する必要があり、中年層の就業者とは性格が異なる。
  - 小規模零細事業所では、最低賃金の引き上げはコストの増加につながり、事業主が耐えられない場合があり、雇用は弱くなる。
- ・ 低賃金を支える人はどのような人か
  - (項目) 性別、年齢、雇用形態、業種、職種等
    - 賃金、労働時間から時給換算した場合、最低賃金に満たない場合がある。
    - 時給＝賃金（賃金総額－所定外）／労働時間（総労働時間－所定外）
  - (視点) 項目間の関係性、保険料財政とのバランス、地域別、産業別の関係性を見る。
  - 最低賃金の引き上げは所得の下支えにつながる。
  - 生活保護は市町単位、最低賃金は県単位のため、クロスデータには差が出てくるかもしれない。
- ・ 貧困層はどういう層か
  - 全国のパートタイム労働者がひつかかる場合がある。
  - 学生、主婦のパート層は除く就業者で分析する。
  - 世帯主で所得が低い人（最低賃金に該当する場合）の割合がどのくらいあるか、地域×属性別クロス集計し考察する。

##### ③ その他

- ・ 非正規労働者の均衡待遇実態確認
  - (項目) 問15決定方法、問16制度改正（平成24年4月から、5年以上登用）
- ・ 登用状況留意点（時系列比較分析）：中小企業は定年制がない事業所がある。  
採用は新卒か中途採用の区があるが、新規高卒はハローワークのデータには含まれない。

平成25年3月11日 兵庫県企画県民部統計課事業所統計係

## 平成24年経済センサスー活動調査の速報集計結果について

### 1 経済センサスの概要

我が国の経済活動を同一時点で網羅的に把握する統計調査として、平成21年7月1日に初の基礎調査を実施。その結果を踏まえ、平成24年2月1日に民営事業所を対象とした初の活動調査が実施された。(各5年周期で実施)

- ・「経済センサスー基礎調査」：事業所・企業の捕捉、企業構造の把握
  - ・「経済センサスー活動調査」：基礎調査項目に加えて、売上高など、経済活動の把握
- ※調査対象：農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く。

### 2 平成24年経済センサスー活動調査の速報集計結果の概要

#### (1) 都道府県別の民営事業所数・従業者数

※( )内は事業内容不詳等を含む。

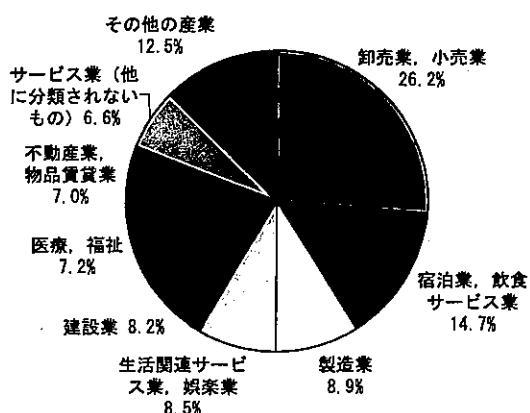
	平成24年経済センサスー活動調査	平成21年経済センサスー基礎調査
事業所数	219,900 (232,724) 事業所	全国7位 237,140 (248,242) 事業所
従業者数	2,188,659 人	全国7位 2,270,959 人

#### (2) 都道府県別売上(収入)金額(県内上位3産業)

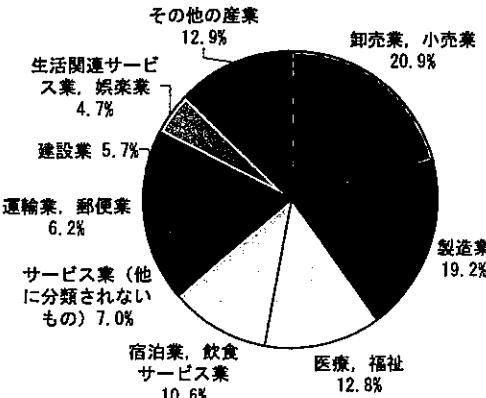
産業分類	金額(百万円)	全国順位
製造業	14,791,151	5位
卸売業、小売業	13,415,179	8位
医療、福祉	2,059,712	8位

#### (3) 産業別事業所数・従業者数

##### ① 事業所数



##### ② 従業者数



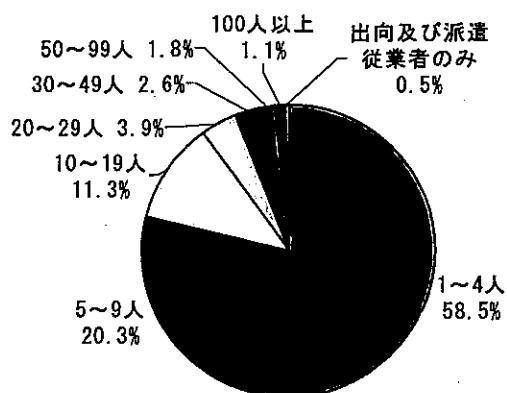
- ・事業所数：①卸売業、小売業 57,641 事業所 (H21年比△9.0%) ②宿泊業、飲食サービス業 32,393 事業所 (同△7.2%) ③製造業 19,647 事業所 (同△5.9%)
- ・従業者数：①卸売業、小売業 457,526 人 (H21年比△7.6%) ②製造業 421,017 人 (同△1.6%) ③医療、福祉 280,874 人 (同 11.3% 増)

(4) 経営組織別事業所数・従業者数

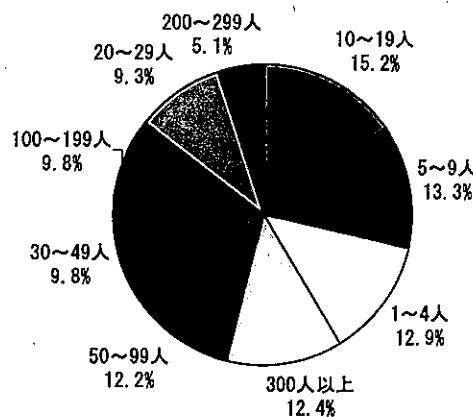
	平成 24 年経済センサスー活動調査				平成 21 年経済センサスー基礎調査	
	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
民営事業所	219,900	100.0	2,188,659	100.0	237,140	2,270,959
個人経営	97,616	44.4	312,802	14.3	108,479	342,103
法人	120,978	55.0	1,870,200	85.4	127,303	1,922,515
法人でない団体	1,306	0.6	5,657	0.3	1,358	6,341

(5) 従業者規模別事業所数・従業者数

① 事業所数



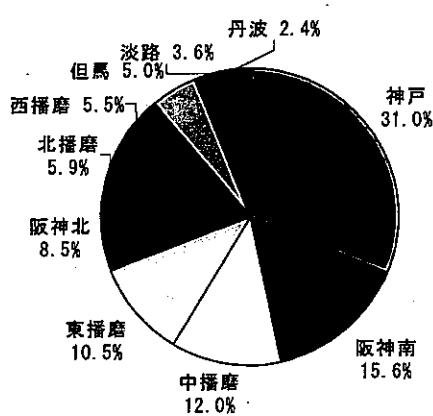
② 従業者数



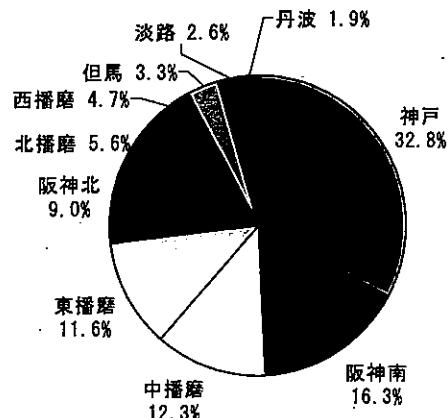
- |               |             |              |             |
|---------------|-------------|--------------|-------------|
| ・事業所数 ①1～4人   | 128,750 事業所 | (H21年比△9.2%) | (構成比 58.5%) |
| ②5～9人         | 44,713 事業所  | (同 △5.5%)    | (同 20.3%)   |
| ・従業者数 ①10～19人 | 333,422 人   | (H21年比△4.6%) | (構成比 15.2%) |
| ②5～9人         | 291,638 人   | (同 △5.3%)    | (同 13.3%)   |

(6) 地域別事業所数・従業者数

① 事業所数



② 従業者数



- |           |            |              |      |            |          |
|-----------|------------|--------------|------|------------|----------|
| ・事業所数 ①神戸 | 68,183 事業所 | (H21年比△6.3%) | ②阪神南 | 34,318 事業所 | (同△7.0%) |
| ③中播磨      | 26,365 事業所 | (同 △10.0%)   |      |            |          |
| ・従業者数 ①神戸 | 717,472 人  | (H21年比△3.3%) | ②阪神南 | 356,199 人  | (同△4.3%) |
| ③中播磨      | 268,152 人  | (同△ 3.2%)    |      |            |          |

## 統 計 表 一 覧

表 1	都道府県別事業所数・従業者数
表 2	都道府県別売上（収入）金額
表 3	産業別事業所数・従業者数
表 4	経営組織別事業所数・従業者数
表 5	従業者規模別事業所数・従業者数
表 6	地域別事業所数・従業者数
表 7	市町別事業所数・従業者数

表1 都道府県別事業所数・従業者数

(参考)

	事業所数			従業者数			事業所数 (事業内容等不詳を含む)		
	平成24年	平成21年	増減率%	平成24年	平成21年	増減率%	平成24年	平成21年	増減率%
全 国	5,465,578	5,886,193	△ 7.1	56,324,082	58,442,129	△ 3.6	5,804,223	6,199,222	△ 6.4
北 海 道	231,721	247,760	△ 6.5	2,182,117	2,285,139	△ 4.5	243,713	257,684	△ 5.4
青 森 県	59,471	66,058	△ 10.0	507,572	539,293	△ 5.9	61,847	67,664	△ 8.6
岩 手 県	57,640	64,293	△ 10.3	512,697	546,239	△ 6.1	59,984	66,009	△ 9.1
宮 城 県	93,288	106,937	△ 12.8	964,876	1,032,237	△ 6.5	99,052	111,343	△ 11.0
秋 田 県	50,977	55,433	△ 8.0	421,746	445,988	△ 5.4	52,572	57,028	△ 7.8
山 形 県	58,020	62,268	△ 6.8	483,165	503,706	△ 4.1	59,549	63,346	△ 6.0
福 岐 県	86,518	98,596	△ 12.2	787,467	872,919	△ 9.8	90,082	101,403	△ 11.2
茨 城 県	118,369	127,252	△ 7.0	1,229,156	1,278,830	△ 3.9	123,462	131,994	△ 6.5
栃 木 県	89,329	95,947	△ 6.9	872,666	913,131	△ 4.4	92,721	99,390	△ 6.7
群 馬 県	93,871	101,841	△ 7.8	884,395	921,475	△ 4.0	97,158	104,687	△ 7.2
埼 玉 県	245,339	262,185	△ 6.4	2,505,965	2,593,162	△ 3.4	259,557	275,063	△ 5.6
千 葉 県	190,476	202,670	△ 6.0	2,053,473	2,118,886	△ 3.1	201,892	213,775	△ 5.6
東 京 都	628,744	684,895	△ 8.2	8,749,182	9,046,553	△ 3.3	707,298	757,551	△ 6.6
神 奈 川 県	291,259	310,148	△ 6.1	3,396,048	3,467,948	△ 2.1	316,039	335,961	△ 5.9
新潟 県	117,859	125,401	△ 6.0	1,039,845	1,076,959	△ 3.4	121,558	128,821	△ 5.6
富 山 県	53,678	58,021	△ 7.5	511,910	534,034	△ 4.1	55,710	59,522	△ 6.4
石 川 県	61,623	66,090	△ 6.8	540,164	564,044	△ 4.2	64,509	68,427	△ 5.7
福 井 県	42,918	46,331	△ 7.4	375,215	386,954	△ 3.0	44,372	47,551	△ 6.7
山 梨 県	44,180	47,901	△ 7.8	369,994	380,250	△ 2.7	45,844	49,287	△ 7.0
長 野 県	108,906	117,748	△ 7.5	932,794	974,695	△ 4.3	113,060	120,928	△ 6.5
岐 阜 県	102,239	109,658	△ 6.8	887,298	917,788	△ 3.3	105,362	112,569	△ 6.4
静 岡 県	178,670	190,656	△ 6.3	1,759,064	1,811,744	△ 2.9	185,335	198,607	△ 6.7
愛 知 県	317,509	337,904	△ 6.0	3,672,594	3,784,792	△ 3.0	333,599	354,453	△ 5.9
三 重 県	79,255	85,217	△ 7.0	801,402	828,420	△ 3.3	82,830	88,359	△ 6.3
滋 賀 県	55,695	58,609	△ 5.0	596,174	611,839	△ 2.6	58,448	61,473	△ 4.9
京 都 府	118,186	128,678	△ 8.2	1,126,155	1,180,615	△ 4.6	126,658	136,977	△ 7.5
大 阪 府	409,831	443,848	△ 7.7	4,392,507	4,645,072	△ 5.4	445,702	480,304	△ 7.2
兵 庫 県	219,900	237,140	△ 7.3	2,188,659	2,270,959	△ 3.6	232,724	248,242	△ 6.3
奈 良 県	46,803	50,424	△ 7.2	430,192	452,323	△ 4.9	49,725	52,869	△ 5.9
和 歌 山 県	49,204	53,018	△ 7.2	379,798	390,069	△ 2.6	51,365	55,151	△ 6.9
鳥 取 県	26,219	27,961	△ 6.2	227,519	239,720	△ 5.1	27,624	29,058	△ 4.9
島 根 県	36,330	38,833	△ 6.4	298,380	307,463	△ 3.0	37,445	39,875	△ 6.1
岡 山 県	81,675	86,417	△ 5.5	812,104	840,099	△ 3.3	86,346	91,258	△ 5.4
広 島 県	129,907	138,867	△ 6.5	1,299,199	1,324,269	△ 2.6	136,141	144,539	△ 5.8
山 口 県	63,475	68,056	△ 6.7	593,995	613,766	△ 3.2	66,371	70,470	△ 5.8
徳 島 県	37,497	40,289	△ 6.9	306,657	317,973	△ 3.6	39,399	41,759	△ 5.7
香 川 県	48,517	51,982	△ 6.7	430,220	450,592	△ 4.5	50,313	54,014	△ 6.9
愛 媛 県	65,651	70,143	△ 6.4	584,124	597,132	△ 2.2	68,810	73,388	△ 6.2
高 知 県	36,777	39,764	△ 7.5	283,588	292,731	△ 3.1	38,535	41,361	△ 6.8
福 岡 県	212,540	226,803	△ 6.3	2,190,436	2,267,485	△ 3.4	226,575	237,836	△ 4.7
佐 賀 県	38,046	40,374	△ 5.8	352,084	359,235	△ 2.0	39,328	41,317	△ 4.8
長 崎 県	63,370	67,879	△ 6.6	545,867	568,434	△ 2.3	65,766	69,766	△ 5.7
熊 本 県	76,334	80,994	△ 5.8	708,413	717,823	△ 1.3	79,655	84,206	△ 5.4
大 分 県	54,240	57,826	△ 6.2	492,157	509,675	△ 3.4	56,608	60,051	△ 5.7
宮 崎 県	53,044	55,989	△ 5.3	452,371	458,683	△ 1.4	55,197	57,506	△ 4.0
鹿 尾 県	77,418	82,546	△ 6.2	675,432	683,406	△ 1.2	80,741	85,049	△ 5.1
沖 縄 県	63,060	68,543	△ 8.0	517,336	517,580	0.0	67,642	71,331	△ 5.2

※事業内容等不詳を除く。

表2 都道府県別売上（収入）金額

	製造業		卸売業、小売業		医療、福祉	
	売上（収入）金額（百万円）	1事業所当たり売上（収入）金額（万円）	売上（収入）金額（百万円）	1事業所当たり売上（収入）金額（万円）	売上（収入）金額（百万円）	1事業所当たり売上（収入）金額（万円）
全 国	290,267,071	69,007	494,549,930	44,429	77,577,110	27,596
北 海 道	6,272,019	63,105	15,941,205	35,193	2,435,340	20,079
青 森 県	1,405,041	51,847	2,934,069	21,490	843,224	23,449
岩 手 県	1,689,835	48,853	2,912,660	22,019	572,838	17,801
宮 城 県	2,674,675	61,928	9,656,199	46,764	896,237	19,349
秋 田 県	1,131,486	32,655	2,158,644	17,794	567,333	21,368
山 形 県	2,423,508	48,085	2,298,771	17,399	854,458	29,393
福 島 県	4,217,962	63,295	3,806,926	20,242	796,931	18,853
茨 城 県	10,494,509	103,783	6,255,037	25,110	1,035,837	19,592
栃 木 県	7,512,529	82,865	4,757,024	25,184	1,274,564	29,947
群 馬 県	7,355,600	68,584	6,367,855	32,838	764,252	15,972
埼 玉 県	12,771,923	52,376	14,533,335	32,459	3,459,434	27,594
千 葉 県	12,122,622	121,530	11,220,019	29,887	1,649,558	15,838
東 京 都	10,320,128	26,999	169,919,271	151,554	27,476,262	99,264
神 奈 川 県	18,979,980	118,566	19,417,421	38,018	2,966,157	17,363
新潟 県	4,315,594	37,410	6,344,242	23,857	966,872	17,872
富 山 県	3,195,433	64,750	2,952,808	23,626	487,970	17,509
石 川 県	2,625,888	37,952	3,582,928	28,143	505,306	17,989
福 井 県	2,098,226	41,328	1,842,950	19,960	364,424	21,412
山 梨 県	2,377,877	54,129	1,634,408	18,698	377,726	19,096
長 野 県	5,368,999	50,527	5,188,962	24,237	916,753	18,125
岐 阜 県	5,119,374	37,681	4,118,372	19,255	825,530	17,166
静 岡 県	14,792,223	78,561	9,609,761	25,559	1,410,105	17,482
愛 知 県	37,212,001	108,363	37,025,660	58,865	2,842,147	19,188
三 重 県	9,639,974	136,447	3,419,351	20,897	746,420	20,108
滋 賀 県	6,661,028	130,968	2,287,418	21,376	482,272	17,776
京 都 府	5,306,508	43,439	7,147,931	31,947	1,842,457	32,966
大 阪 府	17,697,488	46,187	53,161,770	67,955	4,377,413	20,213
兵 庫 県	14,791,151	90,278	13,415,179	30,735	2,059,712	16,428
奈 良 県	1,595,934	36,837	1,785,294	17,914	729,969	24,837
和 歌 山 県	3,005,081	78,750	1,853,627	15,989	432,962	15,359
鳥 取 県	696,626	48,276	1,150,571	19,598	317,460	23,155
島 根 県	974,187	44,161	1,282,868	14,608	425,265	20,674
岡 山 県	7,745,592	123,751	4,772,278	26,877	958,378	21,831
広 島 県	8,621,951	90,178	10,686,464	38,603	1,290,916	18,505
山 口 県	6,249,295	188,629	2,770,020	19,083	662,795	19,173
徳 島 県	1,519,815	60,768	1,371,748	16,475	435,549	20,721
香 川 県	2,882,569	71,333	3,321,052	30,435	461,192	18,725
愛媛 県	4,154,791	95,843	3,305,694	22,434	653,408	18,685
高 知 県	529,412	24,774	1,363,739	15,181	440,046	21,571
福 岡 県	8,290,613	79,756	18,729,355	40,336	2,262,062	17,890
佐 賀 県	1,826,752	67,683	1,577,230	17,796	435,118	18,787
長崎 県	1,656,789	44,887	2,849,094	18,767	710,392	17,467
熊 本 県	2,591,429	67,821	3,511,757	19,475	868,786	19,019
大 分 県	3,554,599	127,542	2,150,478	17,334	638,967	20,233
宮 崎 県	1,349,144	47,673	2,266,336	18,863	565,650	17,074
鹿児島 県	1,795,831	39,564	3,713,205	20,253	842,014	17,365
沖縄 県	653,079	26,483	2,178,944	17,215	648,647	21,323

表3 産業別事業所数・従業者数

産業大分類	事業所数				平成21年～24年		従業者数				平成21年～24年	
	平成24年	構成比(%)	平成21年	構成比(%)	増減数	増減率	平成24年	構成比(%)	平成21年	構成比(%)	増減数	増減率
全産業	219,900	100.0	237,140	100.0	△ 17,240	△ 7.3	2,188,659	100.0	2,270,959	100.0	△ 82,300	△ 3.6
農林漁業	559	0.3	635	0.3	△ 76	△ 12.0	7,220	0.3	7,068	0.3	152	2.2
非農林漁業	219,341	99.7	236,505	99.7	△ 17,164	△ 7.3	2,181,439	99.7	2,263,891	99.7	△ 82,452	△ 3.6
鉱業、採石業、砂利採取業	63	0.0	71	0.0	△ 8	△ 11.3	548	0.0	536	0.0	12	2.2
建設業	18,028	8.2	20,269	8.5	△ 2,241	△ 11.1	123,660	5.7	137,242	6.0	△ 13,582	△ 9.9
製造業	19,647	8.9	20,877	8.8	△ 1,230	△ 5.9	421,017	19.2	428,058	18.8	△ 7,041	△ 1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	123	0.1	140	0.1	△ 17	△ 12.1	5,394	0.2	6,314	0.3	△ 920	△ 14.6
情報通信業	1,803	0.8	2,052	0.9	△ 249	△ 12.1	26,246	1.2	28,859	1.3	△ 2,613	△ 9.1
運輸業、郵便業	5,373	2.4	5,947	2.5	△ 574	△ 9.7	134,753	6.2	145,905	6.4	△ 11,152	△ 7.6
卸売業、小売業	57,641	26.2	63,369	26.7	△ 5,728	△ 9.0	457,526	20.9	495,063	21.8	△ 37,537	△ 7.6
金融業、保険業	3,327	1.5	3,449	1.5	△ 122	△ 3.5	47,780	2.2	46,218	2.0	1,562	3.4
不動産業、物品販賣業	15,434	7.0	17,021	7.2	△ 1,587	△ 9.3	57,579	2.6	60,685	2.7	△ 3,106	△ 5.1
学術研究、専門・技術サービス業	7,698	3.5	8,657	3.7	△ 959	△ 11.1	53,506	2.4	60,349	2.7	△ 6,843	△ 11.3
宿泊業、飲食サービス業	32,393	14.7	34,897	14.7	△ 2,504	△ 7.2	233,060	10.6	242,914	10.7	△ 9,854	△ 4.1
生活関連サービス業、娯楽業	18,719	8.5	19,774	8.3	△ 1,055	△ 5.3	101,989	4.7	108,537	4.8	△ 6,548	△ 6.0
教育、学習支援業	7,492	3.4	8,032	3.4	△ 540	△ 6.7	72,686	3.3	72,494	3.2	192	0.3
医療、福祉	15,833	7.2	15,455	6.5	378	2.4	280,874	12.8	252,344	11.1	28,530	11.3
複合サービス事業	1,145	0.5	1,430	0.6	△ 285	△ 19.9	10,754	0.5	14,346	0.6	△ 3,592	△ 25.0
サービス業（他に分類されないもの）	14,622	6.6	15,065	6.4	△ 443	△ 2.9	154,067	7.0	164,027	7.2	△ 9,960	△ 6.1

※事業内容等不詳を除く。

表4 経営組織別事業所数・従業者数

経営組織	事業所数				平成21年～24年		従業者数				平成21年～24年	
	平成24年	構成比(%)	平成21年	構成比(%)	増減数	増減率(%)	平成24年	構成比(%)	平成21年	構成比(%)	増減数	増減率(%)
合計	219,900	100.0	237,140	100.0	△ 17,240	△ 7.3	2,188,659	100.0	2,270,959	100.0	△ 82,300	△ 3.6
個人経営	97,616	44.4	108,479	45.7	△ 10,863	△ 10.0	312,802	14.3	342,103	15.1	△ 29,301	△ 8.6
法人	120,978	55.0	127,303	53.7	△ 6,325	△ 5.0	1,870,200	85.4	1,922,515	84.7	△ 52,315	△ 2.7
会社	105,566	48.0	111,382	47.0	△ 5,816	△ 5.2	1,568,807	71.7	1,635,653	72.0	△ 66,846	△ 4.1
会社以外の法人	15,412	7.0	15,921	6.7	△ 509	△ 3.2	301,393	13.8	286,862	12.6	14,531	5.1
法人でない団体	1,306	0.6	1,358	0.6	△ 52	△ 3.8	5,657	0.3	6,341	0.3	△ 684	△ 10.8

※事業内容等不詳を除く。

表5 従業者規模別事業所数・従業者数

従業者規模	事業所数				平成21年～24年		従業者数				平成21年～24年	
	平成24年	構成比(%)	平成21年	構成比(%)	増減数	増減率(%)	平成24年	構成比(%)	平成21年	構成比(%)	増減数	増減率(%)
総数	219,900	100.0	237,140	100.0	△ 17,240	△ 7.3	2,188,659	100.0	2,270,959	100.0	△ 82,300	△ 3.6
1～4人	128,750	58.5	141,752	59.8	△ 13,002	△ 9.2	281,443	12.9	306,309	13.5	△ 24,866	△ 8.1
5～9	44,713	20.3	47,293	19.9	△ 2,580	△ 5.5	291,638	13.3	307,827	13.6	△ 16,189	△ 5.3
10～19	24,817	11.3	26,087	11.0	△ 1,270	△ 4.9	333,422	15.2	349,509	15.4	△ 16,087	△ 4.6
20～29	8,519	3.9	8,844	3.7	△ 325	△ 3.7	202,771	9.3	210,062	9.2	△ 7,291	△ 3.5
30～49	5,725	2.6	5,971	2.5	△ 246	△ 4.1	215,294	9.8	223,826	9.9	△ 8,532	△ 3.8
50～99	3,921	1.8	4,100	1.7	△ 179	△ 4.4	268,024	12.2	280,782	12.4	△ 12,758	△ 4.5
100～199	1,564	0.7	1,597	0.7	△ 33	△ 2.1	213,870	9.8	217,492	9.6	△ 3,622	△ 1.7
200～299	458	0.2	426	0.2	32	7.5	110,609	5.1	104,035	4.6	6,574	6.3
300人以上	437	0.2	434	0.2	3	0.7	271,588	12.4	271,117	11.9	471	0.2
出向及び派遣従業者のみ	996	0.5	636	0.3	360	56.6	—	—	—	—	—	—

※事業内容等不詳を除く。

表6 地域別事業所数・従業者数

地域	事業所数				平成21年～24年		従業者数				平成21年～24年	
	平成24年	構成比(%)	平成21年	構成比(%)	増減数	増減率(%)	平成24年	構成比(%)	平成21年	構成比(%)	増減数	増減率(%)
総数	219,900	100.0	237,140	100.0	△ 17,240	△ 7.3	2,188,659	100.0	2,270,959	100.0	△ 82,300	△ 3.6
神戸地域	68,183	31.0	72,748	30.7	△ 4,565	△ 6.3	717,472	32.8	741,814	32.7	△ 24,342	△ 3.3
阪神南地域	34,318	15.6	36,887	15.6	△ 2,569	△ 7.0	356,199	16.3	372,083	16.4	△ 15,884	△ 4.3
阪神北地域	18,611	8.5	19,493	8.2	△ 882	△ 4.5	196,865	9.0	204,558	9.0	△ 7,693	△ 3.8
東播磨地域	23,155	10.5	24,791	10.5	△ 1,636	△ 6.6	253,127	11.6	259,621	11.4	△ 6,494	△ 2.5
北播磨地域	12,909	5.9	14,128	6.0	△ 1,219	△ 8.6	122,169	5.6	126,653	5.6	△ 4,484	△ 3.5
中播磨地域	26,365	12.0	29,304	12.4	△ 2,939	△ 10.0	268,152	12.3	276,925	12.2	△ 8,773	△ 3.2
西播磨地域	12,135	5.5	13,103	5.5	△ 968	△ 7.4	103,452	4.7	108,233	4.8	△ 4,781	△ 4.4
但馬地域	10,926	5.0	12,009	5.1	△ 1,083	△ 9.0	72,991	3.3	77,253	3.4	△ 4,262	△ 5.5
丹波地域	5,339	2.4	5,816	2.5	△ 477	△ 8.2	42,222	1.9	43,597	1.9	△ 1,375	△ 3.2
淡路地域	7,959	3.6	8,861	3.7	△ 902	△ 10.2	56,010	2.6	60,222	2.7	△ 4,212	△ 7.0

※事業内容等不詳を除く。

表7 市区町別事業所数・従業者数

市町	事業所数						従業者数					
	平成24年	構成比(%)	平成21年	構成比(%)	増減数	増減率(%)	平成24年	構成比(%)	平成21年	構成比(%)	増減数	増減率(%)
総数	219,900	100.0	237,140	100.0	△ 17,240	△ 7.3	2,188,659	100.0	2,270,959	100.0	△ 82,300	△ 3.6
神戸市	68,183	31.0	72,748	30.7	△ 4,565	△ 6.3	717,472	32.8	741,814	32.7	△ 24,342	△ 3.3
東灘区	7,431	3.4	7,959	3.4	△ 528	△ 6.6	83,390	3.8	89,602	3.9	△ 6,212	△ 6.9
灘区	5,348	2.4	5,857	2.5	△ 509	△ 8.7	44,703	2.0	47,237	2.1	△ 2,534	△ 5.4
兵庫区	7,391	3.4	8,060	3.4	△ 669	△ 8.3	77,809	3.6	84,054	3.7	△ 6,245	△ 7.4
長田区	5,942	2.7	6,564	2.8	△ 622	△ 9.5	41,392	1.9	44,418	2.0	△ 3,026	△ 6.8
須磨区	4,180	1.9	4,464	1.9	△ 284	△ 6.4	40,685	1.9	41,023	1.8	△ 338	△ 0.8
垂水区	5,177	2.4	5,531	2.3	△ 354	△ 6.4	40,663	1.9	41,884	1.8	△ 1,221	△ 2.9
北区	5,262	2.4	5,461	2.3	△ 199	△ 3.6	53,301	2.4	51,702	2.3	1,599	3.1
中央区	21,113	9.6	22,299	9.4	△ 1,186	△ 5.3	249,559	11.4	253,995	11.2	△ 4,436	△ 1.7
西区	6,339	2.9	6,553	2.8	△ 214	△ 3.3	85,970	3.9	87,899	3.9	△ 1,929	△ 2.2
姫路市	24,266	11.0	27,021	11.4	△ 2,755	△ 10.2	249,698	11.4	257,520	11.3	△ 7,822	△ 3.0
尼崎市	17,974	8.2	19,329	8.2	△ 1,355	△ 7.0	190,543	8.7	201,843	8.9	△ 11,300	△ 5.6
明石市	9,084	4.1	9,660	4.1	△ 576	△ 6.0	96,674	4.4	99,545	4.4	△ 2,871	△ 2.9
西宮市	13,429	6.1	14,479	6.1	△ 1,050	△ 7.3	143,502	6.6	147,297	6.5	△ 3,795	△ 2.6
洲本市	2,549	1.2	2,869	1.2	△ 320	△ 11.2	19,226	0.9	19,978	0.9	△ 752	△ 3.8
芦屋市	2,915	1.3	3,079	1.3	△ 164	△ 5.3	22,154	1.0	22,943	1.0	△ 789	△ 3.4
伊丹市	5,634	2.6	5,944	2.5	△ 310	△ 5.2	65,254	3.0	68,768	3.0	△ 3,514	△ 5.1
相生市	1,370	0.6	1,439	0.6	△ 69	△ 4.8	12,361	0.6	13,137	0.6	△ 776	△ 5.9
豊岡市	5,546	2.5	6,004	2.5	△ 458	△ 7.6	37,070	1.7	39,635	1.7	△ 2,565	△ 6.5
加古川市	8,630	3.9	9,338	3.9	△ 708	△ 7.6	87,340	4.0	90,515	4.0	△ 3,175	△ 3.5
赤穂市	1,824	0.8	2,006	0.8	△ 182	△ 9.1	19,061	0.9	19,673	0.9	△ 612	△ 3.1
西脇市	2,417	1.1	2,677	1.1	△ 260	△ 9.7	17,768	0.8	19,433	0.9	△ 1,665	△ 8.6
宝塚市	5,623	2.6	5,840	2.5	△ 217	△ 3.7	51,347	2.3	55,372	2.4	△ 4,025	△ 7.3
三木市	3,377	1.5	3,650	1.5	△ 273	△ 7.5	32,929	1.5	34,602	1.5	△ 1,673	△ 4.8
高砂市	3,282	1.5	3,506	1.5	△ 224	△ 6.4	43,631	2.0	43,017	1.9	614	1.4
川西市	3,970	1.8	4,233	1.8	△ 263	△ 6.2	35,282	1.6	36,053	1.6	△ 771	△ 2.1
小野市	2,092	1.0	2,324	1.0	△ 232	△ 10.0	21,296	1.0	21,909	1.0	△ 613	△ 2.8
三田市	2,748	1.2	2,858	1.2	△ 110	△ 3.8	38,151	1.7	37,356	1.6	795	2.1
加西市	2,066	0.9	2,258	1.0	△ 192	△ 8.5	21,178	1.0	21,470	0.9	△ 292	△ 1.4
篠山市	1,955	0.9	2,118	0.9	△ 163	△ 7.7	15,801	0.7	16,651	0.7	△ 850	△ 5.1
養父市	1,452	0.7	1,632	0.7	△ 180	△ 11.0	9,147	0.4	9,668	0.4	△ 521	△ 5.4
丹波市	3,384	1.5	3,698	1.6	△ 314	△ 8.5	26,421	1.2	26,946	1.2	△ 525	△ 1.9
南あわじ市	2,955	1.3	3,230	1.4	△ 275	△ 8.5	19,388	0.9	21,832	1.0	△ 2,444	△ 11.2
朝来市	1,786	0.8	1,978	0.8	△ 192	△ 9.7	13,929	0.6	14,295	0.6	△ 366	△ 2.6
淡路市	2,455	1.1	2,762	1.2	△ 307	△ 11.1	17,396	0.8	18,412	0.8	△ 1,016	△ 5.5
宍粟市	2,512	1.1	2,785	1.2	△ 273	△ 9.8	16,160	0.7	17,311	0.8	△ 1,151	△ 6.6
加東市	1,844	0.8	1,982	0.8	△ 138	△ 7.0	21,510	1.0	21,323	0.9	187	0.9
たつの市	3,503	1.6	3,712	1.6	△ 209	△ 5.6	32,430	1.5	33,594	1.5	△ 1,164	△ 3.5
猪名川町	636	0.3	618	0.3	18	2.9	6,831	0.3	7,009	0.3	△ 178	△ 2.5
多可町	1,113	0.5	1,237	0.5	△ 124	△ 10.0	7,488	0.3	7,916	0.3	△ 428	△ 5.4
稻美町	1,152	0.5	1,215	0.5	△ 63	△ 5.2	14,177	0.6	14,453	0.6	△ 276	△ 1.9
播磨町	1,007	0.5	1,072	0.5	△ 65	△ 6.1	11,305	0.5	12,091	0.5	△ 786	△ 6.5
市川町	507	0.2	559	0.2	△ 52	△ 9.3	3,831	0.2	4,054	0.2	△ 223	△ 5.5
福崎町	1,007	0.5	1,057	0.4	△ 50	△ 4.7	11,214	0.5	11,810	0.5	△ 596	△ 5.0
神河町	585	0.3	667	0.3	△ 82	△ 12.3	3,409	0.2	3,541	0.2	△ 132	△ 3.7
太子町	1,255	0.6	1,357	0.6	△ 102	△ 7.5	11,411	0.5	12,065	0.5	△ 654	△ 5.4
上郡町	688	0.3	745	0.3	△ 57	△ 7.7	4,607	0.2	4,994	0.2	△ 387	△ 7.7
佐用町	983	0.4	1,059	0.4	△ 76	△ 7.2	7,422	0.3	7,459	0.3	△ 37	△ 0.5
香美町	1,318	0.6	1,461	0.6	△ 143	△ 9.8	7,548	0.3	7,590	0.3	△ 42	△ 0.6
新温泉町	824	0.4	934	0.4	△ 110	△ 11.8	5,297	0.2	6,065	0.3	△ 768	△ 12.7

※事業内容等不詳を除く。

## 平成26年経済センサス - 基礎調査実施計画（案）

### 1 調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の根拠法規

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく同法第2条第4項に規定する基幹統計調査として実施する。

### 3 調査の期日

調査は、平成26年7月1日現在によって行う。

### 4 調査の対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

- (1) 大分類A－農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (2) 大分類B－漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (3) 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792－家事サービス業に限る。）に属する事業所
- (4) 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

### 5 調査の種類

調査は、甲調査及び乙調査とする。

#### (1) 甲調査

国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。

#### (2) 乙調査

国及び地方公共団体の調査事業所について行う。

### 6 調査事項

#### (1) 甲調査においては、次の事項を調査する。

##### ア 事業所に関する事項

- (ア) 名称
- (イ) 電話番号
- (ウ) 所在地
- (エ) 開設時期
- (オ) 従業者数
- (カ) 事業の種類
- (キ) 業態
- (ク) 本所・支所の別
- (ケ) 総売上（収入）金額

イ 企業に関する事項

- (ア) 経営組織
- (イ) 資本金等の額
- (ウ) 外国資本比率
- (エ) 決算月
- (オ) 持株会社か否か
- (カ) 親会社の有無
- (キ) 親会社の名称
- (ク) 親会社の所在地及び電話番号
- (ケ) 子会社の有無及び子会社の数
- (コ) 法人全体の常用雇用者数
- (サ) 法人全体の主な事業の種類
- (シ) 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- (ス) 本所の名称
- (セ) 本所の所在地及び電話番号
- (ヨ) 総売上（収入）金額

(2) 乙調査においては、次の事項を調査する。

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業の種類
- カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

## 7 調査の方法

### (1) 甲調査

#### ア 調査の流れ

調査員による調査	総務省—都道府県—市町村 <sup>*</sup> —統計調査員—報告者 (※特別区を含む。以下同じ。)
市 <sup>*</sup> による調査	総務省—都道府県—市—報告者 (※特別区を含む。以下同じ。)
都道府県による調査	総務省—都道府県—報告者
総務省による調査	総務省—報告者

#### イ 調査員及び指導員

- (ア) 指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、甲調査の調査員による調査に係る調査員に対する指導、調査票及び調査関係書類の検査並びにこれらに付帯する事務を行う。
- (イ) 調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区内にある調査事業所に係る調査票の配布及び収集、調査関係書類の作成並びにこれらに付帯する事務を行う。
- (ウ) 特別の事情により、調査員が(イ)の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行う。

#### ウ 調査の方法

##### (ア) 調査員による調査

担当調査区内の単独事業所及び新設事業所に対し、調査員が調査票（別記様式第1号又は別記様式第2号）を配布し、調査員が取集する方法又はオンラインで回収する方法により行う。

(イ) 市による調査

同一市内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業の本所となる事業所((エ)に掲げるものを除く。)に対し、総務省が民間事業者を活用して調査票(別記様式第3号及び別紙様式第4号)を送付し、市が民間事業者を活用して郵送により回収する方法又はオンラインで回収する方法により行う。

(ウ) 都道府県により調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の企業の本所となる事業所((イ)及び(エ)に掲げるものを除く。)に対し、総務省が民間事業者を活用して調査票(別記様式第3号及び別記様式第4号)を送付し、都道府県が民間事業者を活用して郵送により回収する方法又はオンラインで回収する方法により行う。

(エ) 総務省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業の本所となる事業所及び従業者数30人未満の企業の本所となる事業所のうち総務大臣が別に定める事業所に対し、総務省が民間事業者を活用して調査票(別記様式第3号及び別記様式第4号)を送付し、総務省が民間事業者を活用して郵送により回収する方法又はオンラインで回収する方法により行う。

エ 報告の方法

調査員による調査においては、事業所の管理責任者が当該事業所について、市、都道府県又は総務省それぞれによる調査においては、本所事業所の管理責任者が当該本所事業所を有する企業及び当該企業が有する事業所について、調査票に記入し、提出する。

(2) 乙調査

ア 調査の流れ

国の調査事業所 総務省一報告者

都道府県の調査事業所 総務省一都道府県一報告者

市町村の調査事業所 総務省一都道府県一市町村一報告者

イ 調査の方法

市町村の調査事業所にあっては市町村が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県が、国の調査事業所にあっては総務省が調査票(別記様式第5号)を調査事業所ごとに送付し、オンラインで回収する方法により行う。

ウ 報告の方法

調査事業所の事業主が調査票(別記様式第5号)に入力し、及び該当調査票を市町村の調査事業所にあっては市町村長に、都道府県の調査事業所にあっては都道府県知事に、国の調査事業所にあっては総務大臣に提出することにより行う。

## 8 集計事項及び集計方法

(1) 集計事項

次の事項について、全国、都道府県別、市区町村別、町丁・大字別及び調査区別並びに地域メッシュにより集計する。

ア 事業所に関する集計

(ア) 産業に関する事項

(イ) 従業者の規模及び属性に関する事項

(ウ) 経営組織に関する事項

(エ) 開設時期に関する事項

(オ) 売上(収入)に関する事項

イ 企業に関する集計

- (ア) 産業に関する事項
- (イ) 規模に関する事項
- (ウ) 外国資本比率に関する事項
- (エ) 売上（収入）に関する事項
- (オ) 親会社・子会社に関する事項
- (カ) 親会社と子会社を名寄せすることにより得られる事項

(2) 集計方法

ア 電磁的記録の作成

総務大臣は、別に定める方法により、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を作成する。

イ 結果表の作成

総務大臣は、上記「ア」により作成された電磁的記録を用いて集計を行い、結果表を作成する。

9 調査の結果の公表の方法及び期日

総務大臣は、集計した結果をインターネット、印刷物又は閲覧に供する方法により公表する。

(1) 速報集計

平成27年6月末日までに公表する。

(2) 確報集計

ア 事業所に関する集計

平成27年11月以降順次公表する。

イ 企業に関する集計

平成27年11月以降順次公表する。

## 平成26年経済センサス・基礎調査の概要（案）

**調査の目的**

事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること

**調査の対象**

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全ての事業所を対象に実施

**調査区内事業所名簿の作成(平成25年度実施)**

調査を円滑に実施するため、本調査の前年（平成25年9月）に企業の本社・支社の関係及び企業の合併・分割の状況を的確に把握すること目的とした「企業構造の事前把握」を実施し、名簿情報を整備

**本調査(平成26年度実施)**

**調査期日**

平成26年7月1日実施 ※平成26年商業統計調査と同時実施

**調査の流れ**

※1 調査票の配布は調査員が行い、取集は調査員による回収又はオンラインによる回答により行う。  
 ※2 調査票の配布は、国の契約する民間事業者において一括して郵送により行い、取集はオンラインによる回答又は郵送により行う。

**報告の単位**

- 本社等において国内の傘下支所事業所の内容もまとめて記入
 
 (※2) (記入者)
   
 調査票 (本社) + (支所)
- ※2 国の契約する民間事業者において調査票の送付や一斉的な回収を実施  
 ※2 未提出企業の調査票については、国と地方公共団体(都道府県及び市町村)が連携して届け出を実施
- それぞれの事業所において調査票を記入
 
 (調査員) (記入者)
   
 調査票 (単独事業所) 又は (新設事業所)
- ※ 商業統計調査との同時実施のため、商業事業所については、商業統計調査固有の調査事項を追加した調査票を配布

**調査事項**

**【事業所に関する事項】**  
 名称及び電話番号、所在地、本所・支所の別及び本所等の名称・所在地、開設時期、従業者数、事業の種類、売上高(収入)高等

**【企業に関する事項】**  
 経営組織、資本金等の額及び外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無等、子会社の有無等、法人全体の常用雇用者数、法人全体の主な事業の種類、支所等の有無、法人全体の売上高(収入)高等

※ 商業統計調査と同時実施のため、商業事業所については、上記項目以外に商業統計調査固有の調査事項を追加

**調査実施に向けた取組**

- 事業所の定義について、実施者側と企業側で認識が異なることにより、傘下支所事業所の捕捉漏れとなる可能性がある  
 → 調査実施の前年に本所・支所の関係を整理する「企業構造の事前把握」を実施し、より確度の高い名簿情報を整備
- 事業所母集団情報の整備  
 → 各種統計調査の精度の向上に資する事業所母集団データベース等の母集団名簿の拡充を図るため、事業所及び企業における「売上高(収入)高」を把握
- 商業統計調査との同時実施  
 → 平成26年は土事業所・企業を対象とする経済センサス・基礎調査及び商業統計調査という二つの大規模調査の実施が予定されていることから、調査名簿の記入負担や地方公共団体の事務負担等を縮み、両調査を同時に実施